

子どもを受け止め育む環境づくり (答申)

平成 25 年（2013 年）11 月

札幌市子どもの権利委員会

はじめに

札幌市では、平成 21 年（2009 年）4 月に、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」を施行し、子どもが自立した社会性のある大人へと成長発達できるよう、子どもの権利の保障を進めています。

平成 23 年 3 月には、「札幌市子どもの権利に関する推進計画」が策定され、この条例に基づく具体的な事業が進められています。

一昨年、第 2 期札幌市子どもの権利委員会として、新たな活動を開始し、この推進計画の進捗状況の検証と併せて、札幌市長より、「子どもを受け止め育む環境づくり」について諮問を受け、「現に困難を抱える子どもが安心して過ごす環境づくり」をはじめ、5 つの視点について、様々な観点から議論を重ねてきました。

検討に際しては、札幌市の各施策について説明を受け、各専門分野からの代表や高校生を含めた公募委員が、それぞれの立場で様々な意見を活発に交換してきました。

私たちは、2 年間に及ぶ議論の中で、子どもの成長を社会が一体となって支える社会とはどうあるべきなのかを、いじめ・不登校の問題から、学校や地域においていかに子どもの意見表明する機会を支えるといった問題まで、幅広く取り組むことができたように思います。

この答申をもとに、今後の事業や次期推進計画の策定に取り組み、子どもが生き生きと輝き、育っていく、すべての子どもが笑顔で過ごせるまちづくりを、市民とともに全力を挙げて目指していくことを期待します。

平成 25 年 11 月 19 日

札幌市子どもの権利委員会 委員長 千葉 卓

I 審議の視点

次の5つの視点に従い、さらに各視点に小項目を設け、札幌市が実施している施策や施策に対する行政としての評価などについて説明を受け、子どもの権利委員会における意見を基に今後のあり方や提言について審議を進めた。

視点1

「現に困難を抱える子どもが安心して過ごすための環境づくり」

- 1 いじめ・不登校関連施策について
- 2 子どもの学びの機会の充実に係る施策について

視点2

「子どもにとってより身近に、安心して相談できる環境づくり」

- 1 乳幼児の保護者を対象とした子育て支援関連施策について
- 2 児童相談体制強化に向けた取組について
- 3 子どもアシストセンターの運営について

視点3

「子どもが主体的に活動し、自分自身を確立できる環境づくり」

- 1 子ども自らが主役となって活動できる環境について

視点4

「学校、地域における、子どもの意見表明・参加機会の
拡充に向けた環境づくり」

- 1 学校・地域における子どもの意見表明・参加について

視点5

「子どもの権利を大切にする意識の向上」

- 1 市民向けの広報啓発・職員向け研修について

Ⅱ 委員会における審議内容

視点1 「現に困難を抱える子どもが安心して過ごすための環境づくり」

1 いじめ・不登校関連施策について

【参考資料】 P. 22～24 参照

【札幌市による評価等】

- ・ 学校などにより認知されたいじめについては、その多くが解決されているが、中には解決までに長い期間がかかり、継続した取組が必要である。
- ・ 不登校児童生徒数は、依然として高い数値で推移しており、札幌市の重点課題として捉えている。平成 24 年度から実施する^{※1}心のサポーター配置モデル事業を含め、今後も様々な取組を進めていく予定である。

【子どもの権利委員会における意見】

- 1 「いじめに関する意識調査」（以下「いじめ調査」という。）の実施について
 - ・ 調査結果をより有効なものとするために設問の内容や記名のあり方について工夫の余地がある。
 - ・ 「いじめられている人にも原因があれば仕方ないと思う」という回答が多くなっており、いじめに対する考え方から指導していく必要がある。
- 2 ネットパトロールによるネットトラブルの対応について
 - ・ ネットパトロールは有効であるが、パスワードのかかったものや新しいシステムによるものなど、把握することが難しいものについても対応していく必要がある。
 - ・ インターネットの分野では子どもの方が大人よりも詳しい場合があるため、大人に対する講習会などを実施することも必要である。
- 3 ^{※2}スクールカウンセラー（以下「SC」という。）、^{※3}スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の活用について
 - ・ SC、SSWについては、相談の増加や内容の複雑化により、時間数や人員の配置という面では課題が見受けられるため、さらに充実させていく必要がある。
 - ・ いじめをしている子どもについては、子どもだけではなく保護者に対してもSCやSSWが介入し、支援や助言をすることが必要である。

4 「心のサポーター配置モデル事業」の実施について

- ・ よりよい制度となるように実態を検証し、研究していく必要がある。
- ・ 「心のサポーター」の学校内での立場がどのようなものなのか、SC、SSWとの役割の違いは何なのか、分かりやすく情報提供すべきである。

【子どもの権利委員会による今後のあり方についての提言】

- ・ いじめや不登校の対策として、人権教育を一層推進していき、社会全体で子どもを守るという意識でさまざまな取組を行っていくこと。
- ・ 「悩みやいじめに関する調査」については、いじめ対策の基礎資料として、より効果的なものとなるように設問の内容、記名のあり方等を検討したうえで実施すること。
- ・ 「ネットパトロール」により明らかになった案件について、緊急性、危険性の高いものから対応していけるシステムを構築すること。
- ・ インターネットに関する技術は、日々進化していることから、最新のインターネットのシステムにかかる案件にも対応できるように調査・研究すること。
- ・ インターネットなどに関係する情報モラル教育を子どもだけではなく、保護者に対しても、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの紹介を含めて実施していくこと。
- ・ SCについて、子どもやその保護者が安心して容易に相談し、支援を受けることができるように、人となりの紹介をするとともにその定員及び時間の拡大や資質の向上に努めること。
- ・ SC、SSWや心のサポーターについて、仕事の内容やそれぞれの役割を分かりやすく、児童生徒や保護者に情報を発信すること。

※1 「心のサポーター」不登校や不登校の心配がある子どもや家庭に対し、個別の指導を行ったり、関係機関と連携して対応したりするなど、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな支援を行う。

※2 「スクールカウンセラー」児童生徒の不安や悩みの相談にあたりとともに、保護者・教員などに対し子どもの関わり方について助言・支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。

※3 「スクールソーシャルワーカー」社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。市教委に配置され必要に応じて学校へ派遣される。

2 子どもの学びの機会の充実に係る施策について

【参考資料】 P. 22～23、P. 25～27 参照

【札幌市による評価等】

- ・ ※¹フリースクール等民間施設（以下「F S等」という。）に対する財政的支援については、平成 24 年度から実施しているが、スタッフの増員による教科指導及び子どもたちの心のサポートの強化や、体験学習費の無償化など、支援を受けた F S 等において学習環境の充実が図られているところである。

今後とも、支援の実施による状況の変化等を調査することなどにより、事業の評価をしていく予定である。

- ・ ※²さっぽろまなびのサポート事業については、平成 24 年度から試行的に開始しており、今後、事業を進めるなかで、評価をしていく予定である。

【子どもの権利委員会における意見】

1 子どもの学びの環境づくり事業（F S等への支援）について

- ・ F S等への事業補助を開始したことは評価できるが、F S等に通う児童生徒は不登校児童生徒の一部であるため、F S等に通っていない不登校児童生徒についての有効的な対策をさらに進めていくことが必要となる。
- ・ F S等に通う子どもの中には、学校とは違う学び方をしたいという子どももいるため、補助をすることで週何時間以上の授業が必要等の網をかけると、フリースクールに通いづらくなる児童生徒が出る可能性があるため、補助をするための条件はよく検討する必要がある。

2 さっぽろまなびのサポート事業

- ・ 「さっぽろまなびのサポート事業」を平成 24 年度から西区で試行的に実施しているが、貧困の連鎖を断ち切るためにも非常に有効な取組であると考えられるため、全市的に広げていく必要がある。
- ・ 地域や民間で実施している小中学生を対象とした学習支援についても、継続されるように支援するとともに、他の地域にも広がっていくように情報発信をしていってもらいたい。

【子どもの権利委員会による今後のあり方についての提言】

- ・ F S 等への事業補助を充実させるとともに、支援機関とのつながりのない不登校児童生徒に対しても、学びや社会性を身につけることを支援していく仕組みも充実させること。
- ・ 現在試行的に実施している「まなびのサポート事業」について、対象や規模を含めて拡大し、経常的に実施していくこと。
- ・ 地域やボランティアなどが実施している学習支援について、今後とも充実する方向で支援するとともに、他の地域にも広がっていくように情報を発信していくこと。

※1 「フリースクール等」不登校の子どもたちの受け皿として、学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。

※2 「さっぽろまなびのサポート事業」生活保護世帯の中学生を対象とし、学習習慣の定着と基礎学力の向上を支援することを目的とした事業。学生ボランティアが先生役となり、個別対応を中心に行う。

視点2 「子どもにとってより身近に、安心して相談できる環境づくり」

1 乳幼児の保護者を対象とした子育て支援関連施策について

【参考資料】P.28 参照

【札幌市による評価等】

- ・ 地域全体で子育て家庭を支えることが出来るように地域や関係機関と連携を行うとともに、事業の充実や効果的な情報提供によって、子育てに対する不安感や負担感の解消に努めていく。

【子どもの権利委員会における意見】

1 子育てに関する相談・支援について

- ・ 社会全体で子どもを育てていくという視点で、子育てに関する相談・支援関係機関と緊密に連携していく必要がある。

2 子育てに関するアンケート調査について

- ・ 調査の結果は、各施策の効果が反映されているという印象を受けるが、どの施策が効果的に機能したのか調査し、今後、どのような施策を実施するかを検討する際に活かしていくことが必要である。
- ・ 調査の間隔が広く、どの時点で、どの施策が有効であったかを明確にするため、もっと短い間隔で調査するべきである。
- ・ 調査では、不安をまったく感じない人が増えているが、不安を感じている人の聞くべき声を聞けていないという認識で取組を進めていくことが必要である。

3 子育てに関する情報提供・^{*1}子育てサロンでの支援・^{*2}母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）などについて

- ・ 困難な状況にある家庭は、外に出て情報を得たり、意見を言ったりすることが難しく行政と距離があるため、積極的な^{*3}アウトリーチによる支援を考えるべきである。
- ・ 外に出ない人たちの情報をもっている機関と外に出ている人たちと関わっている機関が連携して総合的に子育ての取組を検討し、実施していくことが必要である。

4 その他の支援について

- ・ 国際都市の子育て支援策として、外国籍の親子と交流できる場を設けるなど、多文化共生を推進してほしい。

【子どもの権利委員会による今後のあり方についての提言】

- ・ 乳幼児期における問題に対する様々な支援の充実をはじめ、子育てに対する不安感や負担感の解消に努めること。
- ・ 保護者、地域、行政等が子どもをみんなで育てるという視点で、緊密に連携して子育てに関する相談・支援に努めること。
- ・ 定期的にアンケート調査を行い、どの施策がどの段階で効果的に機能したかを的確に把握し、子育て支援関連施策に反映させていくこと。
- ・ 外に出たがらないなどの理由により、社会とつながりにくい状況の家庭等について、積極的なアウトリーチ等で意見を聞き、その状況の把握に努め子育てに関する相談・支援につなげること。

※1 「子育てサロン」子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。

※2 「母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）」妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行っている。

※3 「アウトリーチ」英語で手を伸ばすことを意味する。福祉などの分野における地域社会への奉仕活動、公共機関の現場出張サービスなどの意味で使用される。

2 児童相談体制強化に向けた取組について

【参考資料】 P. 29 参照

【札幌市による評価等】

- ・ 児童虐待防止の取組みは、早期発見と早期対策が肝要であることから市民一人一人が児童虐待問題に関し主体的に関わっていけるよう意識啓蒙を図るとともに、相談窓口に関しても広く市民に知っていただくよう積極的に周知していくことが必要である。

【子どもの権利委員会における意見】

- 1 子ども安心ホットラインの設置について
 - ・ 児童相談所内に 24 時間 365 日体制による「子ども安心ホットライン」を平成 23 年 9 月に開設したが、市民に広く周知されていないことから、PR を工夫していくことが必要である。
- 2 ^{*1}オレンジリボン地域協力員の創設について
 - ・ 「オレンジリボン地域協力員」をさらに増やし、地域に児童虐待の早期発見の意識を高めることが必要である。
- 3 ^{*2}要対協の活性化等、関係機関との連携について
 - ・ すでに札幌市が行っている「^{*3}乳幼児健康診査」や「乳児家庭全戸訪問事業」は、児童虐待の早期発見において非常に有効であるため、引き続き連携していくべきである。
 - ・ SC は、子どもたちと同様に保護者の相談を受けており、児童相談所などの関係機関につなぐこともしているため、児童虐待への対応としても、SC の勤務時間をさらに広げるなど、その体制を充実させる必要がある。
 - ・ 児童虐待が疑われる場合でも、民間も含め多くの相談機関があり、どこに連絡をすればよいか分からないということがあるため、窓口を一元化することが必要である。
- 4 その他
 - ・ 児童虐待に関しては、単に保護者と子ども間の問題と考えるのではなく、DV（ドメスティックバイオレンス）、貧困・親の病気など、家庭の問題との関連性も考えて、取り組むことが必要である。

【子どもの権利委員会による今後のあり方についての提言】

- ・ 児童虐待の予防や早期発見、早期対応を進めるため、オレンジリボン地域協力員を増やすなど、地域の体制づくりを進めること。
- ・ 関係機関の連携強化や相談しやすい受付窓口の構築などと併行して、そういった機関の市民への広報も推進するとともに、特に新たに親になった世帯や他都市からの転入者への周知を徹底すること。
- ・ 児童虐待だけではなく、子どもに関する相談に対しては、DV（ドメスティックバイオレンス）、貧困など、家庭内の問題などとの関連性も考えて取り組んでいくこと。

※1 「オレンジリボン地域協力員」 民生・児童委員や主任児童委員等の各種委員、児童関係機関職員等を対象に児童虐待に関する研修を行い、受講者を「札幌市オレンジリボン地域協力員」として登録し、児童虐待の発見・通報、情報提供や見守り等の活動を行っている。なお、「オレンジリボン」は、児童虐待のない社会の実現を目指し、児童虐待防止の普及・啓発を行う市民運動のシンボルマークで、オレンジ色は子どもの明るい未来を表している。

※2 「要対協」 要保護対策地域協議会の略。被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力のもとで対応していくことを目的に設置。

※3 「乳幼児健康診査」 4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を保健センターで実施し、疾病や障がいの早期発見、健全な発育・発達の促進、育児不安の軽減を図っている。

【札幌市による評価等】

- ・ 子どもアシストセンターの開設後、相談件数は増えており、特に子ども本人からの相談が増加している。このことは、子どもが安心して相談できる機関として子どもアシストセンターが一定程度認知されてきている結果と考えられる。
- ・ 大人からの相談が減少しており、そのことが※²調整活動件数減少の大きな要因となっていると考えられる。子どものみならず大人からも信頼され相談を寄せられる機関であることが必要であると考えられるので、今後も、広報活動を工夫して一層の周知を図るとともに、実効性のある機関であることについて広く発信していきたい。

【子どもの権利委員会における意見】

1 運営体制、相談・救済の流れについて

- ・ 明確な子どもの権利侵害であるいじめ問題と児童虐待に重点的に取り組んでいくことを検討する必要がある。
- ・ 子どもの権利を救済する機関としての役割を考え、今後も調整活動などに重点を置いて、取り組んでいくことが必要である。

2 広報・啓発活動について

- ・ 問題の解決を求める大人からの相談が減少することにより、調整や申立ての件数が減少するということでは、救済機関としての実効性に問題があるので、大人への広報・普及を進めるべきである。
- ・ 出前講座などを行う際には、具体的事例を交えて、いじめは犯罪であるということを強い形で啓発していくことが必要である。
- ・ 「子どもの権利」の広報を、子どもアシストセンターのニュースレターや出前講座において行っていくことも必要ではないか。

3 関係機関との連携について

- ・ さまざまな相談機関があるが、各団体だけでなく相談員同士も連携して情報共有をしやすい体制をつくる必要がある。
- ・ 子どもたちにいろいろな相談機関があることを分かってもらい、相談しやすいようにすることが必要である。

【子どもの権利委員会による今後のあり方についての提言】

- ・ 子どもの権利救済機関として、子どもに寄り添い、子どもの権利を守っていく機関であることを明確に打ち出し、子どもたちに対し積極的に普及啓発を行うこと。
- ・ 調整及び申立て件数を増やして、子どもの権利救済機関としての実効性を確保するため、大人への普及啓発を進めること。
- ・ 普及啓発に当たっては、地下鉄のつり広告やマスコミの活用など、効果的な方法を検討すること。
- ・ 情報共有を図るために他の相談機関と連携する場合には、団体としての連携だけでなく、相談員同士の連携も検討すること。

※1 「子どもアシストセンター」札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に規定する子どもの権利救済委員制度として、いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的に設置された公的第三者機関。子どもやその保護者等からの相談に応じるほか、救済の申立てや救済委員の自己発意に基づき、調査、調整、是正措置の勧告や制度改善に向けた意見の表明を行う権限を有している。

※2 「調整活動」相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間で公的第三者として入り、問題解決のための様々な活動を行っている。申立てに至る前の相談段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。関係機関への事実確認や児童相談所への虐待通告、問題解決のための協力要請や話し合いなど様々な内容、関わりの度合いのものを含んでいる。

視点3 「子どもが主体的に活動し、自分自身を確立することができる環境づくり」

1 子ども自らが主役となって活動できる環境について

【参考資料】P.31 参照

【札幌市による評価等】

- ・ 学校や地域での生活の様々な場面において、興味や関心を持って主体的に学ぶことや、自然や芸術・文化、社会体験などの多様な体験を積み重ねることは、自立性や社会性などの生きる力を身につけ、豊かな人間性を育てていくために大切であり、こうした機会の充実を進めている。
- ・ 毎年11月20日を「さっぽろ子どもの権利の日」として定めており、この日の前後である10月から12月の期間に実施される子どもを対象とした事業等について、「子どもの権利の日記念事業」の冠事業の募集を庁内で行い、全庁的な普及啓発に努めている。
- ・ 各事業が、子どもの自主的な活動、又は、子どもが企画・運営に参加する活動として実施されているかという点で課題があると認識しており、職員の意識向上を一層図るとともに、行政以外の地域等でもこうした取組が行われるよう努めていく。

【子どもの権利委員会における意見】

1 子どもの主体的な活動について

- ・ 子どもの参加への意識の高い保護者や団体などの場合は、子どもの参加に関する情報を多く持って参加を進めるため、子どもの参加する比率が高くなると考えられることから、意識のあまり高くない他の人や団体に対しても、子どもの参加の情報を受け取りやすくし、関心を持ってもらう必要がある。
- ・ 子どもがメインとなり、大人がサポートする形が望ましいが、大人が企画・提案し、子どもが参加するものが多く、子どもが自主的に企画・運営に参加するような活動を進める必要がある。
- ・ 最初は大人がお膳立てをしたところに子どもが参加してさまざまな経験をすることにより、将来において子どもが自主的な活動や企画・運営に参加する活動を継続していける力をつけることが必要である。

2 学校における取組について

- ・ 学校では、職業体験や野外体験を実施しているが、一步進めて、子どもが自主的に企画・運営に参加して活動できる場を提供していく必要がある。

【子どもの権利委員会による今後のあり方についての提言】

- ・ 最初に子どもの参加や体験の機会を充実し、その中で子どもが自主的な活動や企画・運営に参加する活動を継続的に行える力をつけることができるように行政は支援をすること。
- ・ 子どもが自主的な活動や企画・運営に参加する活動を行うには、大人の支援が必要であるため、子どもを支える大人に対してもサポートを進めること。
- ・ ※1子ども議会以外でも、市政において子どもが自分の意見を発信する場をもっと増やすとともに、子どもの意見を市政に反映させること。

※1 「子ども議会」子どもの意見表明権を体現する場として、市内の小学5年生から高校3年生までを対象に募集した子ども議員（例年 50～60 名程度）が、それぞれ 10 人程度の委員会に分かれ、およそ 3 か月にわたり話し合いや勉強会を行い、札幌市に対する提案事項をまとめている。この内容を、札幌市議会議場を使用して行う本会議において提案し、市長等が答弁している。提案内容は、関係部局に対し、その検討・実施状況について照会を行い、結果を公表するなどしている。

視点4「学校、地域における、子どもの意見表明・参加機会の拡充に向けた環境づくり」

1 学校・地域における子どもの意見表明・参加について

【参考資料】P.32～33 参照

【札幌市による評価等】

- ・ 子どもの意見表明権は、子どもが自立し、豊かに成長し発達することにつながる、大切な権利の一つである。市の施策のみならず、子どもの身近にある学校や地域において、子どもの意見表明・参加にかかる取組をより一層充実していくことが重要である。
- ・ 平成21年度の調査結果からは、子どもが意見を言ったり、行事などの企画運営に主体的に関わったりすることについて、必要性を感じている大人が多くなっている一方、子ども自身は、地域や市政に「とくに言いたいことがない」という回答が最も多くなっているため、地域や市政における意見表明や参加に対する子どもの意識が高まるよう、さまざまな取組や働きかけをさらに充実していくことが必要と考える。

【子どもの権利委員会における意見】

1 学校における子どもの参加について

- ・ 子どもの権利についての学習を十分することにより、その取組を実施することの意味をよく理解したうえで、^{*1}ピア・サポートなどの取組を実施する必要がある。
- ・ ピア・サポートは、子ども同士で意見を聞き合うことにより、お互いの理解が深まり、相手の人権を尊重することにつながるものであり、今後さらに進めていくべきである。
- ・ 子どもが意見表明権の大切さを感じられるように、子どもの意見が、大人やまわりの人に認められ、何かの形で生かされる経験をする必要がある。
- ・ さまざまな場面で自分の意見を表明できるように、最初に家庭の中で意見を言えるようになり、さらに学校で訓練されることが必要である。

2 地域における子どもの参加について

- ・ 地域の行事などに子どもの意見を反映させ、その結果を子どもたちにフィードバックすることで、子どもから次の意見を引き出すようにする必要がある。
- ・ 大人が無理に押し付けるのではなく、地域と家庭や学校が共同して子どもが自主的に参加するような方策を検討していく必要がある。

- ・ 地域の取組に中高生は非常に忙しくて参加できない、小学生は上の年代が参加している姿を見ることができないという構造的な問題を解決する必要がある。
- ・ 地域の大人と子どもとの年齢の乖離が大きく、大人が意見を求めても、子どもがどこまで意見を言っているのかわからないということが起きており、大人が子どもの目線で一緒に考える姿勢が必要である。
- ・ 地域の中での自主的な子どもの活動は活発化しており、町内会役員に高校生が就任するなど、積極的な取組も見られるので、情報を広く提供して他の地域にも展開するべきである。

【子どもの権利委員会による今後のあり方についての提言】

- ・ 学校において、子どもが子どもの権利について学習し、十分な理解のもとでピア・サポートなどの事業を実施すること。
- ・ 学校での意見表明の取組を工夫して進め、子どもの権利に対する理解、人権意識を高めるよう取り組むこと。
- ・ ※²三者会議など、学校における子どもの意見表明の機会が拡大するよう努めること。
- ・ 地域において、子どもがまちづくりに参加できる環境づくりを進めるため、子どもに分かりやすい情報提供に努めること。
- ・ すでに※³子どもの参加ガイドラインや※⁴子どもサポーター養成講座などを実施しているが、地域における子どもの意見表明の機会を拡大するために、子どもの参加に関わる大人に対して子どもへの意見の聞き方の基本的な手法などについて、さらに情報提供・支援を進めること。
- ・ 行政が働き掛け、家庭・学校・地域の連携を進めて、子どもの意見表明・参加に取り組むこと。

※1 「ピア・サポート」子ども同士（仲間=peer）が互いに支え合うような関係を作り出す仕組み。

※2 「三者会議」生徒、保護者、教職員の三者が同じテーブルにつき、学校問題の解決に向けて話し合う会議。

※3 「子どもの参加ガイドライン」「子どもの参加ガイドライン(市民向け)」及び「市政における子どもに対する情報発信と子どもの参加を進めるためのガイドライン&手引き(市職員向け)」。子どもが主体的に参加するための手法や事例を示した冊子。

※4 「子どもサポーター養成講座」主に子どもに関わる大人を対象とし、地域などにおいて子どもが主体的に活動し、参加するためのノウハウ等を身に付けることを目的とした講座。

視点5 「子どもの権利を大切にす意識の向上」

1 市民向け広報啓発、職員向け研修について

【参考資料】P.34 参照

【札幌市による評価等】

- ・ 各種普及啓発については、毎年度拡充し、成果を上げているが、平成21年度に実施した意識調査では、条例の認知度は高いとは言えない現状であると認識しており、次期の調査においては、この値が向上するように引き続き取組を充実していく。
- ・ 単に条例の認知度の向上にとどまらず、子どもの権利についての市民の理解を一層深め、条例の理念の実現に向け取り組んでいく。
- ・ 教職員向けの研修については、受講対象者を拡大し普及啓発に努めているが、今後も、教職員の理解が一層深まるよう校内研修等の充実を図っていく。また、児童生徒への普及啓発については、子ども自身が自らの権利について理解し、互いの権利を尊重し合えるように児童生徒向けパンフレットやDVD資料の一層の活用を進めていく。

【子どもの権利委員会における意見】

1 子どもの権利の広報・普及について

- ・ ^{*1}子どもの権利の日事業について、大人への広報から子どもの参加へシフトしているということだが、大人向けの講演会なども併せて実施するほうがよい。
- ・ 子どもの権利を理解する人をさらに増やすためには、広報紙の余っているスペースを活用して広報するなど、無意識に目に入ってくるような取組が必要である。
- ・ 地域で子どもと関わりたいが、その方法が分からないという人に対し、生涯学習センターで実施している子どもとの関わりに関する講座や子どもサポーター養成講座などについて情報提供することが必要である。
- ・ 子どもの権利などのパンフレットは、手にとっても内容をすぐに忘れられてしまうと考えられるので、何か印象に残るように掲載する内容などを工夫することが必要である。

2 職員等に対する研修について

- ・ 子どもの権利は、子ども自身及び子どもに関わる全ての人にとって非常に大切なものであることから、すべての教員や小学生に対して、子どもの権利に関する研修や授業を実施するべきである。

【子どもの権利委員会による今後のあり方についての提言】

- ・ 子どもの権利の保障のためには、大人の役割が非常に重要であるため、広報啓発にあたっては、子どもだけではなく大人に対してもさらに充実させること。
- ・ 出前授業や教職員との意見交換については、市立の学校だけではなく、道立や私立の学校にも範囲をひろげて実施することも検討し、件数を増やすよう取り組んでいくこと。
- ・ 子どもの権利の普及啓発については、札幌市単独で実施するには限界があるので、関連機関や地域団体と協力し、より一層広く進めていくこと。
- ・ 子どもの権利の理解を進めるため、子どもの権利に関するパンフレットや講座の内容は、印象に残るように工夫すること。

※1 「子どもの権利の日事業」子どもの権利条例に基づき設けた「さっぽろ子どもの権利の日」である11月20日の前後の期間を通し、子どもの権利について、市民の関心を高めるために実施しているもの。例年、子どもの参加型の事業や講演会の開催などを行っている。なお、11月20日は、国連総会において児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）が採択された日である。

Ⅲ 札幌市子どもの権利委員会 第2期委員名簿

氏名	職業等
ちば たかし 千葉 卓 (委員長)	北海学園大学教授
おおえ のりお 大江 則夫 (副委員長)	札幌市小学校長会 会長
いのまた とおる 猪股 徹 (平成25年5月20日から)	札幌市中学校長会 事務局次長
うめむら たけひと 梅村 武仁 (平成25年5月19日まで)	札幌市中学校長会 事務局長
おおかわ てつや 大川 哲也 (平成24年5月22日から)	札幌弁護士会子どもの権利委員会委員長
かじい しょうこ 梶井 祥子	札幌大谷大学教授
かわはら みつこ 河原 光子	公募委員
しみず かずえ 清水 一江	札幌市PTA協議会 副会長
たかはし みく 高橋 未紅	公募委員
つだ ゆきこ 津田 優紀子	公募委員
のむら ひでお 野村 秀雄	札幌市厚別区もみじ台地区民生委員児童委員協議会会長
はた なおき 秦 直樹	札幌児童養護施設協議会会長
はら あつこ 原 敦子 (平成24年5月21日まで)	札幌弁護士会子どもの権利委員会前委員長
はるな きょうたろう 春名 恭太郎	公募委員
みずたに ちか 水谷 千佳	公募委員
もりた ひさよし 森田 久芳	公募委員

(敬称略、正副委員長を除き五十音順。職業等は、平成25年11月現在。)

IV 審議経過

日程	主な審議内容
第1回 平成23年12月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・正副委員長の互選 ・審議事項の確認、今後のスケジュールについて
第2回 平成24年2月15日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・子どもの権利に関する施策の検証について
第3回 平成24年5月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成23年度取組状況の報告 ・平成23年度子どもの権利救済機関運営状況の報告 ・子どもの権利に関する施策の検証
第4回 平成24年8月2日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する施策の検証
第5回 平成24年10月15日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する施策の検証 ・子どもの権利に関する推進計画 平成23年度実施状況の報告
第6回 平成24年12月10日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する施策の検証
第7回 平成25年3月5日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する施策の検証
第8回 平成25年5月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成24年度取組状況の報告 ・平成24年度子どもの権利救済機関運営状況の報告 ・子どもの権利に関する施策の検証
第9回 平成25年9月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する施策の検証 ・答申(案)の確認
第10回 平成25年10月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)の確認

平成24年（2012年）2月15日

札幌市子どもの権利委員会
委員長 様

札幌市長 上 田 文 雄

札幌市における「子どもを受け止め育む環境づくり」について（諮問）

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第47条第2項の規定に基づき、下記について諮問いたします。

記

1 諮問事項

札幌市における「子どもを受け止め育む環境づくり」について

2 諮問理由

近年の少子高齢化や情報化、経済のグローバル化の進展といった社会環境の急激な変化は、市民の価値観の多様化を進める一方で、人間関係や地域住民のつながりの希薄化を進め、以前と比べて、家庭や地域の教育力が低下するなど、子どもたちの成長・発達に大きな影響を与えています。

このような中、依然としていじめや不登校、児童虐待など、深刻な状況におかれた子どもが少なくない状況にあり、子どもが自分らしく豊かに成長・発達していくためには、家庭・学校・地域など子どもが関わるあらゆる場所において、子どもが安心して意見を言えたり、多くの体験活動を通して、人間関係をつくりあえる環境を整える必要があります。

このことから、これまでの施策の進捗状況を検証しながら、札幌市における子どもを受け止め育む環境づくりの進め方について御審議いただきたく、標記についてお諮りするものです。

【参考資料】

視点1 「現に困難を抱える子どもが安心して過ごすための環境づくり」

○ いじめ・不登校関連施策、学びの機会の提供

現状

○いじめの認知件数（市立小学校、中学校、高等学校の合計）

年度	認知件数	1校当たり の認知件数
平成20年度	889件	2.77件
平成21年度	706件	2.19件
平成22年度	719件	2.23件

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

○いじめに関する意識調査（市立小学校、中学校、高等学校の合計）

年度	今、いじめられていると思う	今、いじめられていると思わない
平成21年度	8.0% (11,124人)	90.7% (126,731人)
平成22年度	8.0% (11,212人)	90.9% (127,705人)
平成23年度	7.9% (11,060人)	91.5% (128,195人)

「いじめの状況等に関する調査」（札幌市）

○ネットパトロールにより発見された不適切な書込み

年度	緊急性・危険性の高い 書込み件数	不適切な書き込みと判断し、各学校が事実確認し、削除要請するなどの対応をした件数	個人情報公開する書込み件数
平成21年度	0件	381件	290
平成22年度	0件	309件	156
平成23年度	0件	202件	185

「札幌市のネットパトロール結果」

○不登校児童生徒の推移（市立小学校、中学校の合計）

年度	児童生徒数
平成20年度	1,659人
平成21年度	1,654人
平成22年度	1,692人

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

○フリースクール等(19施設)の児童・生徒数

区分	児童・生徒数	
	平成23年7月	平成23年12月
小学生	14人	18人
中学生	82人	111人
高校生以上	69人	67人
合計	165人	196人

「フリースクール等に関するアンケート(札幌市子ども未来局)」

○生活保護世帯の子どもの進学率

札幌市全体の進学率	生活保護世帯の進学率
99.0%	94.7%

「平成22年度学校基本調査（文部科学省）及び厚生労働省社会・援護局保護課調べ」

施策の概要・課題、評価

【施策の概要】

・「いじめに関する意識調査」の実施

子ども一人一人の立場に立って、いじめの防止と対応の徹底を図るため、市立学校に通う全児童生徒を対象として、記名式のアンケート調査を実施している。(教育委員会、以下同じ)

・ネットパトロールによるネットトラブルの対応

学校非公式サイト等への不適切な書き込みを、専門的な手法で定期的、継続的に監視するため、全市立学校を対象に専門業者によるネットパトロールを行い、発見した不適切な書き込みについては教育委員会及び当該の学校に報告している。

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

すべての市立学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもや保護者への相談活動を行うとともに、子どもへの関わり方等について教員に対して助言等を行っている。

また、家庭の困りが子どもの不登校などの一因になっていると思われる場合には、保護者を支援するスクールソーシャルワーカーを教育委員会から派遣して対応している。

・「心のサポーター配置モデル事業」の実施(新規)

不登校や不登校の心配がある子どもや家庭に対し、個別の指導を行ったり、関係機関と連携して対応したりするなど、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かな支援を行うために、心のサポーターを小中学校に配置し、子どもの不登校状況の改善を図る。(資料P. 24)

・相談指導学級の活用

人間関係に不安をもっていたり、学校・学級の雰囲気とうまくなじめないなど、心理的・情緒的要因で、登校したくても登校できない子どもを対象とした施設として、市内に4か所相談指導学級を設置している。子ども一人一人の不安や悩みを受け止め、子どもの自己肯定感を高めるとともに集団適応力や学習意欲の向上を図ることを通して学校復帰に向けた支援をしている。

【課題、評価(行政)】

- ・ 認知されたいじめについては、多くが解決されているものの、中には解決までに長期間かかったり、不登校になったりする子どももおり、継続した取組が必要である。
- ・ 不登校児童生徒数は、依然として高い数値で推移しており、札幌市の重点課題として捉えている。平成24年度から実施する心のサポーター配置モデル事業を含め、今後も様々な取組を進めていく予定である。

【施策の概要】

・子どもの学びの環境づくり事業(新規)

不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール等民間施設の活動を支援するため、指導体制の整備、教材や体験活動等の充実に係る経費の一部を助成する。(平成24年度より補助開始)(子ども未来局)(資料P. 25~26)

【課題、評価(行政)】

- ・ フリースクール等に対する財政的支援については、補助開始後の事務を進めるなかで、事業の評価をしていく予定である。

【施策の概要】

・さっぽろ まなびのサポート事業(新規)

生活保護世帯の中学生を対象とし、学習習慣の定着と基礎学力の向上を支援することを目的とした事業を平成24年度より西区で実施。学習支援会場は5か所、学生ボランティアが先生役となり、個別対応を中心に行う。(保健福祉局)(資料P. 27)

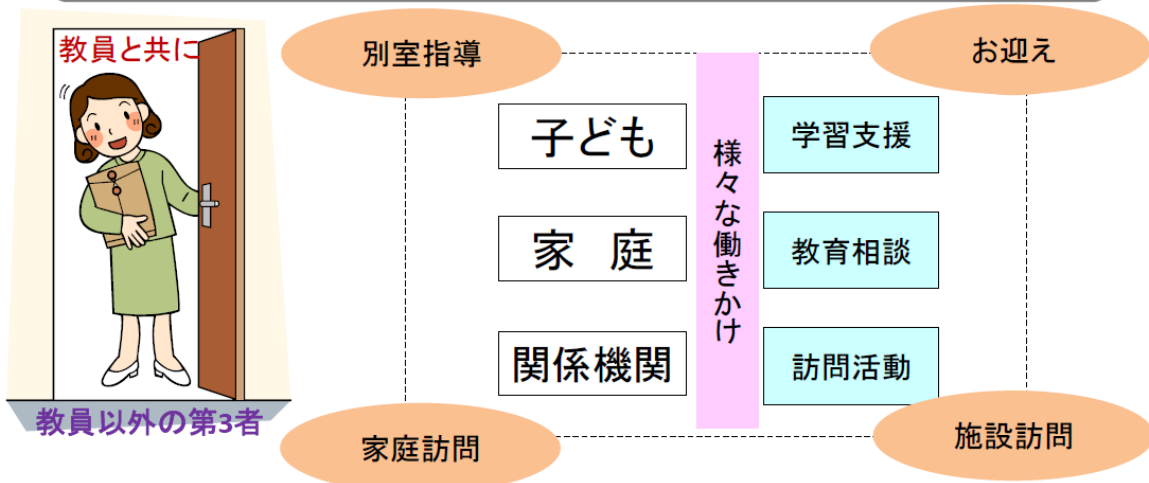
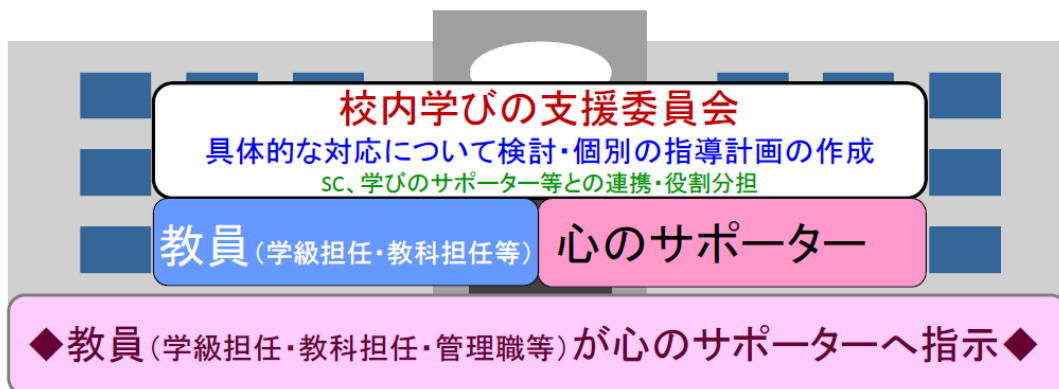
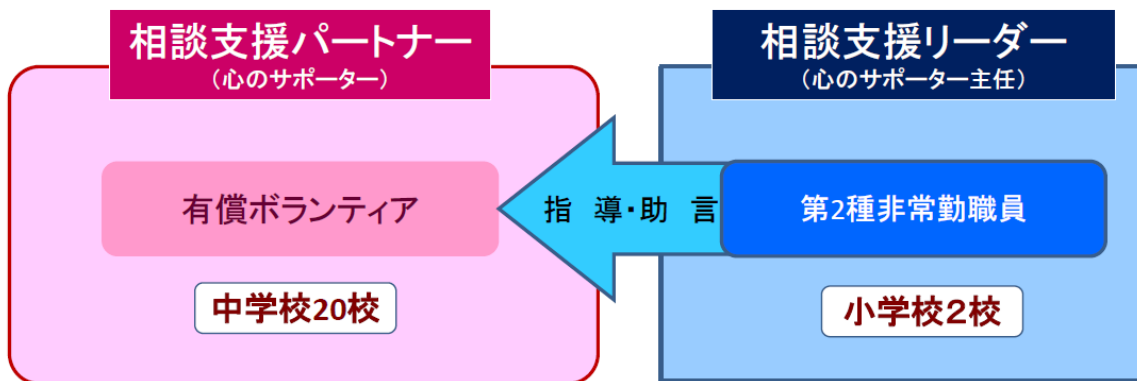
【課題、評価(行政)】

- ・ 事業を進めるなかで、評価をしていく予定である。

H24年度

心のサポーター配置モデル事業

不登校や不登校の心配がある子どもや家庭に対し、個別の指導を行ったり、関係機関と連携して対応したりするなど、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かな支援を行うために、心のサポーターを学校に配置し、子どもの不登校状況の改善に資する。



フリースクール等補助概要

1 補助金交付の目的（第2条関係）

この補助金は、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール等民間施設の活動を支援するため、施設の設置者に対して、施設を利用する児童生徒の指導体制の整備、教材や体験活動等に係る経費の一部を助成し、児童生徒の社会的自立に資することを目的とする。

2 補助対象施設（第3条関係）

次に掲げる要件をすべて満たすもの。

- (1) 不登校児童生徒に対する相談・指導を主たる目的としていること。
- (2) 非営利法人（学校法人を除く。）が運営する施設であって、かつ2年以上の活動実績があること。
- (3) 学校との間に十分な連携・協力関係が構築されていること。
- (4) 複数の児童生徒（小・中学生）を受け入れていること。
- (5) 施設の利用料が比較的低額であり、当該収入のみでは適切な運営が困難と認められるものであること。

3 補助メニュー及び補助金額（第4条関係、別表）

補助メニュー及び補助金額は別表のとおり。

4 申請時期（別表）

- (1) 第1回 6月（在籍児童生徒数は6月1日現在）
- (2) 第2回 9月（在籍児童生徒数は9月1日現在）

別表 札幌市フリースクール等民間施設事業費補助基準

補助額（上限）		
<p>○ 補助事業者は、上記補助メニューのうちから現状に即したものを選択する。</p> <p>○ 1団体当たりの年間補助限度額は、以下のとおり。</p> <p style="margin-left: 40px;">児童生徒 8名以下 1,600千円</p> <p style="margin-left: 40px;">児童生徒 9名以上 2,000千円</p>		
補助メニュー	経費の内容	補助額（上限）
1 配置職員の充実		
必要職員の確保	<p>○児童生徒の相談・指導に関わる職員が下記基準数を下回る場合、基準数に至るまで職員を追加配置するために要する経費</p> <p>【基準数】</p> <p>児童生徒 8名以下 2名</p> <p>児童生徒 9名～16名 3名</p> <p>児童生徒 17名～24名 4名</p> <p>児童生徒 25名～32名 5名</p> <p>児童生徒 33名以上 6名</p> <p style="text-align: center;">補助額は、日額6,000円を上限とする。</p>	<p>職員1名につき1,260千円 (6,000円/日×210日)</p> <p>職員は、現行で最低1名いることが前提（ただし、当該職員は補助対象外。）。</p>
カウンセラー配置	<p>○カウンセラー等の配置に要する経費</p> <p>【資格要件】</p> <p>臨床心理士 精神科医師 大学教官（心理学専攻）</p> <p>準ずる者として、大学卒で5年以上の相談経験、大学院修了または医師で1年以上の相談経験でも可。</p> <p>補助額は時間単価5,000円を上限とする。</p>	<p>600千円 (5,000円/h×2h×60日)</p>
2 活動の充実		
教材・教具の整備、体験学習・実習費	<p>○教材及び教具の整備に係る経費 児童生徒の指導に使用する教材、教具など（参考図書を含む）</p> <p>○体験学習・実習等の実施に直接要する経費</p> <p>【経費内容】</p> <p>講師謝金（委託料を含む。） 講師、引率者の旅費 当該活動に係る保険料 当該活動に係る消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、使用料・賃借料</p>	<p>800千円</p>
施設借上料	<p>児童生徒の相談や指導等のために新たに必要となる施設の借上料</p> <p>月額50,000円を上限とする。</p>	<p>600千円（50,000円×12月）</p>

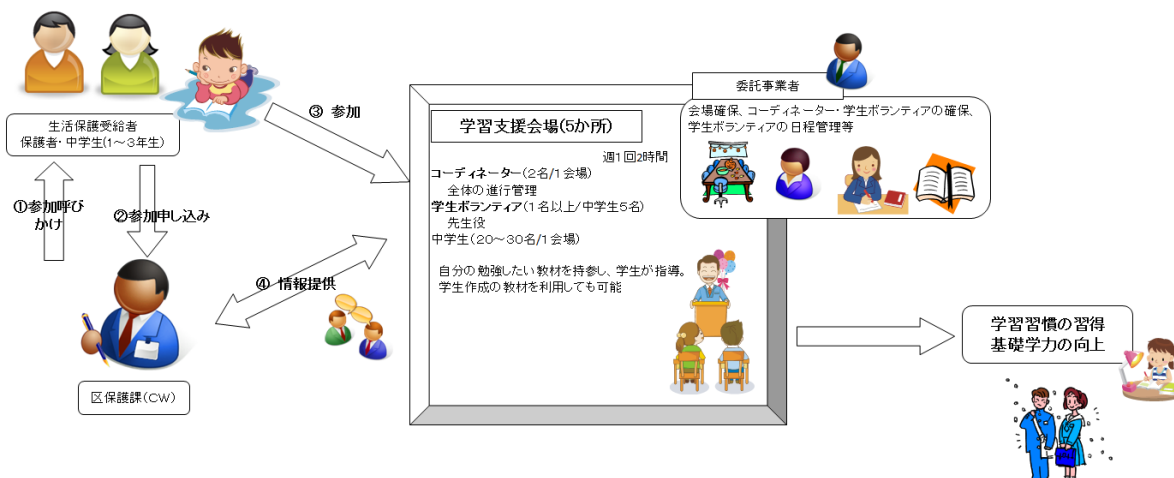
※ 申請時期は6月、9月の2回。児童生徒数はそれぞれ6月1日、9月1日現在のものとする。

※ 「1 配置職員の充実」には、社会保険料の事業者負担分等は含まない。

※ 「2 活動の充実」の「施設借上料」は、施設借上のための初期費用（敷金、礼金等）及び駐車場借上料等は含まないが、借上施設の管理費（上下水道費、光熱費、火災保険料等は除く。）は含む。

さっぽろ まなびのサポート事業 概要図

【委託事業者】 財団法人 札幌市青少年女性活動協会



札幌市保健福祉局保護指導課

さっぽろ まなびのサポート事業について

1 現状

- 高校進学率(平成22年3月卒業者)
札幌市全体の高校進学率と比較すると、生活保護世帯の子どもの進学率は4.3%ほど低い
(札幌市全体99.0% 生活保護世帯 94.7%) ※平成22年度学校基本調査(文部科学省)及び厚生労働省社会・援護局保護課調べによる
全日制への進学率を比較すると約19%ほど低くなっている。
(札幌市全体92.7% 生活保護世帯74.2%)
- 国の考え方
「社会的な居場所づくり支援事業の実施について」(平成23年3月31日 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)
生活保護における貧困の連鎖を防ぐために、子どもの進学支援など、被保護世帯の子どもの健全育成を支援する事業の実施を求めるもの
- 他自治体の取組状況
平成22年度においては、35自治体が事業を導入
例) 釧路市: 中学3年生を対象に、学習支援を行う。
相模原市: 中学3年生を対象に、NPO法人に委託して基礎学力定着と高校進学をサポートするための学習教室を開設。
新潟市: 中学生を対象に、県立大学に研究委託して学習教室を開設

2 取組の基本方向

- 基礎学力の保障～高校進学に向けて
- 子どもの居場所となるような位置づけ
ボランティアとの交流を通じて、コミュニケーション力を養い、自分の将来像を描く力をつける
- 事業費については、セーフティネット補助金を活用(10/10補助)

視点2「子どもにとってより身近に、安心して相談できる環境づくり」

- 乳幼児の保護者を対象とした子育て支援関連施策

現状

○乳幼児の保護者を対象とした子育て支援関連施策

平成20年度に行った調査では4割から5割の親が「子育てに対する不安感や負担感を感じている」と回答、平成15年度の調査より減少しているが依然として多い状態である。

【就学前児童】	平成20年度	平成15年度
非常に不安や負担を感じる	7.2%	10.1%
なんとなく不安や負担を感じる	40.0%	45.9%
あまり不安や負担などは感じていない	38.4%	28.0%
全く感じない	4.9%	2.8%
どちらともいえない	8.6%	12.4%
無回答	0.8%	0.9%

「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」(平成15年度)、「札幌市子育てに関する実態調査・意向調査」(平成20年度)(札幌市子ども未来局)

【子育て支援体制のイメージ】

施策の概要・課題、評価

【施策の概要】

- 子育てに関する相談・支援
 - ・各区子育て支援係や、区保育・子育て支援センター(「ちあふる」)、保育所、子育て支援総合センターにおける子育て相談(電話・面接)
 - ・区子育て支援係による保育士の訪問子育て相談(ピンポンこんにちは)
- 子育てに関する情報提供
 - ・各区役所、ちあふる、子育て支援総合センターにおける子育て講座や情報コーナーでの情報提供
 - ・子育てガイド等の配布、HP子育てナビなどによる幅広い情報提供
- 子育てサロンでの支援【箇所は、平成24年5月末時点】
 - ①公設の子育てサロン(8箇所 ※子育て支援総合センター、ちあふる)
 - ②地域主体の子育てサロン(184箇所 ※町内会館、児童会館、小学校等で実施)
 - ③児童会館の子育てサロン(99箇所 ※児童会館型常設サロン15箇所を含む)
 - ④常設子育てサロン(21箇所 ※ひろば型6箇所 児童会館型15箇所)
- 母子保健に関する訪問指導
 - ・生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保健センターの保健師・助産師・母子保健訪問指導員が訪問し育児相談や保健指導等を実施(保健所)
- その他の支援
 - ・総合センター、ちあふるにおいてリフレッシュ講座を開催
 - ・保育所、ちあふるにおける一時保育

【課題、評価(行政)】

地域全体で子育て家庭を支えることが出来るよう地域や関係機関と連携を行うとともに、事業の充実や効果的な情報提供によって、子育てに対する不安感や負担感の解消に努めていく。

○ 児童相談体制強化に向けた取組

現状

○児童相談体制強化に向けた取組

1 児童相談所における取扱状況（過去3年間）

(1) 相談取扱件数

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談取扱件数	6,036(620)	5,437(478)	5,158(437)

※()書きは、相談取扱件数に占める児童虐待取扱件数。

(2) 児童虐待通告受付件数 (単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
児童虐待通告付件数	736	814	710

2 区役所における取扱状況（過去3年間）

(1) 相談取扱件数

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度※1
相談取扱件数	1,665(188)※2	1,713(208)	2,034(432)

※1 平成23年度から家庭児童相談室を設置。

※2 ()書きは、相談取扱件数に占める児童虐待取扱件数。

(2) 児童虐待通告受付件数

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
児童虐待通告付件数	—	217	187

※平成21年度まで、虐待通告は児童相談所で計上。

施策の概要・課題、評価

【施策の概要】

・児童相談体制強化プランの策定

虐待等の子どもを取り巻く課題に対応するためには、児童福祉の最前線である児童相談所が量的・質的に充実し、その専門性についても高度化を進めていく必要があることから、児童相談所と区役所、そして地域が連携して、中長期的に継続して取り組む施策の方向性や具体的な取組を盛り込んだ「札幌市児童相談体制強化プラン」を平成23年3月に策定した。

・区家庭児童相談室の設置

平成22年度から、各区の保健センター（保健福祉部健康・こども課）に児童虐待に特化した担当職員を置き連携を図っていましたが、平成23年度からは相談・支援主査と家庭児童相談員による子どもの福祉に関する身近な相談窓口として「家庭児童相談室」を設置している。

・子ども安心ホットラインの設置

札幌市児童相談所には、児童虐待の通告をはじめ、児童の養育に関するさまざまな問題や悩みが日々寄せられている。こうした相談に土日夜間でも対応できるよう、平成23年9月26日から、専門の電話相談員が児童相談所内に常駐し、24時間365日体制による「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」開設した。

・オレンジリボン地域協力員の創設

民生委員や主任児童委員等の各種委員、児童関係機関職員をはじめとした方々を対象に児童虐待に関する研修を行い、受講者を「札幌市オレンジリボン地域協力員」として登録し、児童虐待の発見・通報、情報提供や見守り等の活動を展開しています。登録者数は、平成24年3月末現在で、延べ9,827名となっている。

・要対協の活性化等、関係機関との連携

学校・保育所等の地域諸機関との実効性のある連携体制を強化し、地域全体で要保護児童を支えるしくみを構築するため、平成21年度に、各区に要保護児童対策地域協議会を設置しました。実務者会議・個別ケース検討会議を通じて関係機関との連携を図っている。

【課題、評価（行政）】

・児童虐待防止の取組みは、早期発見と早期対策が肝要であることから市民一人一人が児童虐待問題に関し主体的に関わっていけるよう意識啓蒙を図るとともに、相談窓口に関しても広く市民に知っていただくよう積極的に周知していくことが必要である。

○ 子どもアシストセンターの運営

現状

○子どもアシストセンターの相談受付件数※平成20年度は旧アシストセンターの実績

年 度	実件数	延べ件数
平成20年度(※)	764件	2,950件
平成21年度	1,278件	3,571件
平成22年度	1,171件	3,788件
平成23年度	1,191件	4,186件

○相談者別内訳(実件数)※「その他」:近隣住民、施設関係など

年 度	子ども本人	母親	父親	親族	学校	その他(※)	合 計
平成21年度	562件	615件	26件	36件	3件	36件	1,278件
平成22年度	521件	561件	28件	28件	8件	25件	1,171件
平成23年度	619件	482件	29件	33件	3件	25件	1,191件

○相談方法別内訳(延べ件数)※「その他」:手紙、FAX

年 度	電 話	Eメール	面 談	その他(※)	合 計
平成21年度	1,649件	1,778件	139件	5件	3,571件
平成22年度	1,820件	1,837件	124件	7件	3,788件
平成23年度	1,433件	2,626件	126件	1件	4,186件

○相談内容別内訳(延べ件数)

年 度	家庭生活	学校生活	性格行動	身体的問題	対人関係	その他	合 計
平成21年度	636件	1,893件	423件	106件	135件	378件	3,571件
平成22年度	692件	2,134件	338件	54件	200件	370件	3,788件
平成23年度	780件	1,986件	765件	59件	195件	401件	4,186件

○調整活動・申立て件数

年 度	調整活動	申立て
平成21年度	41件	3件
平成22年度	42件	1件
平成23年度	19件	1件

施策の概要・課題、評価

【施策の概要】

・運営体制(活動状況報告書P2)

組織体制:救済委員2名、調査員3名、相談員7名、事務局4名
 開設時間:月~金 10:00~20:00、土 10:00~15:00、日曜・祝日・年末年始は休み

相談方法:電話(子ども専用の通話料無料電話がある)、電子メール、面談

基本姿勢:①「子どもの最善の利益」を判断の基準にする。②子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添う。③子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援する。

・相談・救済の流れ(活動状況報告書P3)

相談:いじめや暴力などの子どもの権利侵害だけでなく、友人・親子関係など子どもに関わる悩みを幅広く受ける。

調整活動:子どもがおかれた状態が良くない場合や当事者同士が行き詰っている場合に、関係機関や相手方との調整を行い、解決を目指す。

申立て:子どもの権利侵害に関する個別の事項について、条例上の「調査」等の権限行使を期待する場合に、子どもや保護者、第三者等から救済の申立てがなされる。

・広報・啓発活動(活動状況報告書P22~23)

子ども向けカードやリーフレット・ポスターによる情報提供に加え、相談員が直接児童会館に出向き、紙の人形劇などを使いながら子どもアシストセンターを紹介する「子ども出前講座」を実施し、子どもがより親しみを持つよう取り組んでいる。

・関係機関との連携(活動状況報告書P24)

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、行政機関だけでなく民間団体等も含めた幅広い連携が必要となるため、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議(官民18機関が参加)」を年2回開催している。

【課題、評価(行政)】

・子どもアシストセンターの開設後、相談件数は増えており、特に子ども本人からの相談が増加している。このことは、子どもが安心して相談できる機関として子どもアシストセンターが一定程度認知されてきている結果と考えられる。

・大人からの相談が減少しており、そのことが調整活動件数減少の大きな要因となっていると考えられる。子どものみならず大人からも信頼され相談を寄せられる機関であることが必要であると考えられるので、今後も、広報活動を工夫して一層の周知を図るとともに、実効性のある機関であることについて広く発信していきたい。

視点3「子どもが主体的に活動し、自分自身を確立することができる環境づくり」
 ○ 子ども自らが主役となって活動できる国際交流や文化芸術体験などの場づくり

【現状・施策の概要】

「子どもの権利に関する推進計画」に盛り込んだ事業から掲載

子ども未来局

- ・子ども議会
- ・子どものまち「ミニさっぽろ」
- ・プレーパークの推進
- ・札幌子ども劇場
- ・各少年団体などと連携した活動の促進支援
- ・子どもの国際交流事業
 姉妹都市少年交流事
 (ノボシビルスク市、大田広域市)
 シンガポール少年少女交流事業

総務局

- ・国際交流員の総合学習への受入・派遣

市民まちづくり局

- ・子どもまちセン一日所長

経済局

- ・サッポロさとらんど農業体験
- ・子どもの映像制作ワークショップ

環境局

- ・円山動物園一日飼育係
- ・夏休み親子水道施設見学会
- ・豊平川さけ科学館親子・子ども採卵実習

消防局

- ・教えてファイアーマン事業

観光文化局

- ・子どもの美術体験事業
- ・おとどけアート
- ・ハロー！ミュージアム
- ・こころの劇場（劇団四季）観劇
- ・kitara ファーストコンサート
- ・子どもの映像制作体験事業
- ・スノーホッケー普及、さっぽろ子どもチャレンジウィンタースポーツビンゴ

各区

- ・スポーツ体験機会の提供

教育委員会

- ・図書館における子ども向け行事
- ・林間学校など野外体験事業
- ・地域と連携した職業体験機会の提供

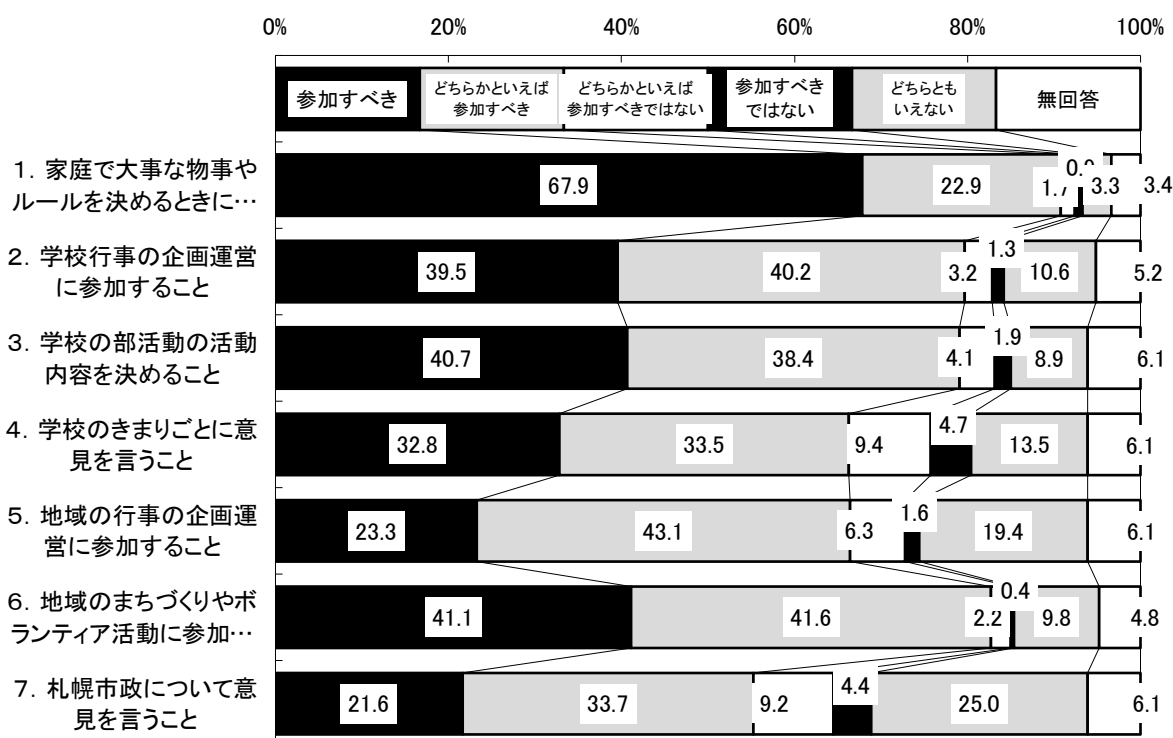
【課題・評価（行政）】

- ・子どもの成長にとって学校や地域での生活の様々な場面において、興味や関心を持って主体的に学ぶことや、自然や芸術・文化、社会体験などの多様な体験を積み重ねることは、自立性や社会性などの生きる力を身につけ、豊かな人間性を育てていくために大切であり、こうした機会の充実を進めている。
- ・毎年11月20日を「さっぽろ子どもの権利の日」として定めており、この日の前後である10月から12月の期間に実施される子どもを対象とした事業等について、「子どもの権利の日記念事業」の冠事業の募集を庁内で行い、全庁的な普及啓発に努めている。
- ・すべての事業が、子どもの主体的な活動として子どもの権利の視点から実施されているかという点で課題があると認識しており、職員の意識向上を一層図るとともに、行政以外の地域等でもこうした取組が行われるよう努めていく。

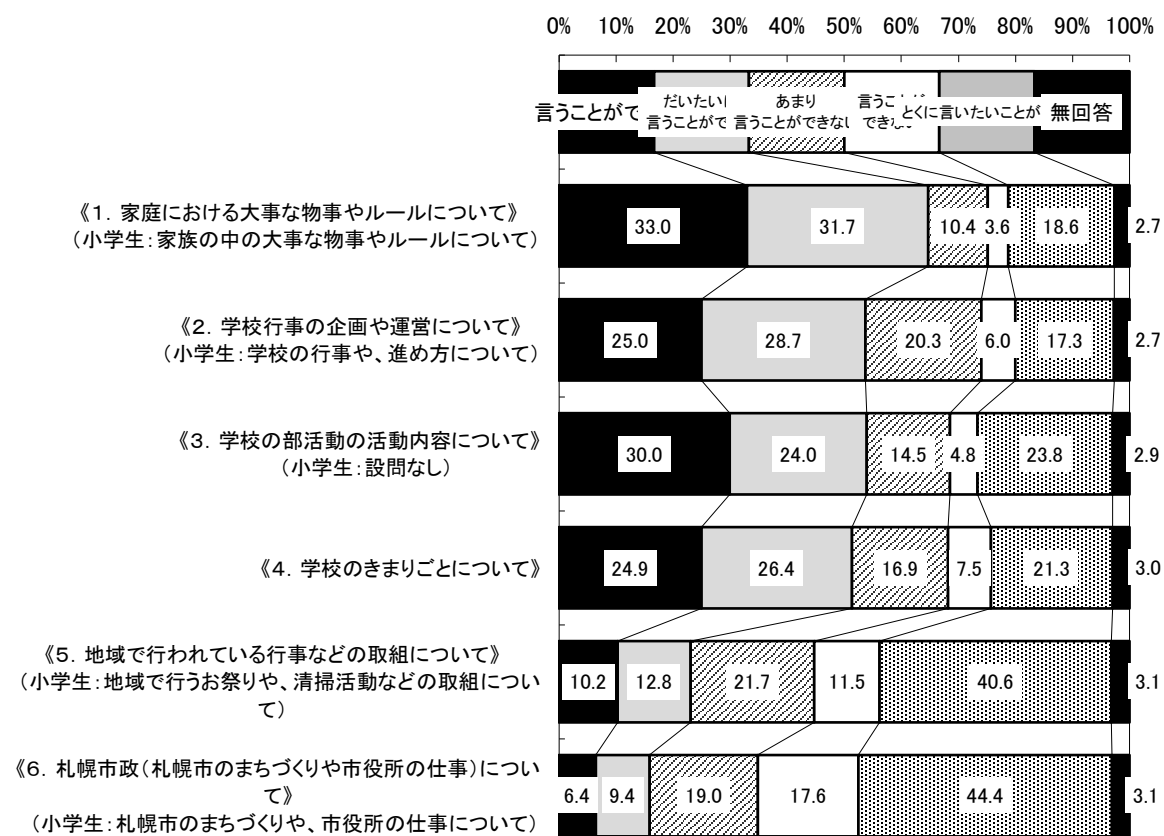
視点4 「学校、地域における、子どもの意見表明・参加機会の拡充に向けた環境づくり」

現状

○子どもが意見を言ったり参加したりすることについてどう考えるか（大人）



○自分の考えや思いがあるときに、それを言うことができるか（子ども）



(平成21年度「札幌市子どもに関する実態・意識調査」)

施策の概要・課題、評価

【施策の概要】

○学校

・ピア・サポート

平成24年度人権教育推進事業において市立中学校1校を研究推進校とし、ピア・サポートに関する研究を進めている。研究の成果については、ホームページ等により広く周知する。また、平成25年1月8日に実施した教育センター講演会「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」に教員287名が参加し、子ども同士が支え合うピア・サポートの重要性や具体的な事例等について研修した。

・三者会議

平岸高等学校において、生徒・保護者・教職員の三者が一堂に会し、互いに対等な立場で意見交換をしながら学校生活の向上を図る取組を行っている。取組の具体的な内容等については、ホームページにより周知している。

○地域

・子どもの参加ガイドラインの作成

子どもの参加の代表的な事例や考え方のポイントなどをまとめたガイドラインを平成23年度に作成し、地域に配布している。

・子どもサポーター養成講座の実施

子どもに関わる大人を対象とし、地域の様々な活動への子どもの参加を進める実践的な研修を実施している。

・子ども運営委員会の設置

札幌市内にあるすべての児童会館、ミニ児童会館において「子ども運営委員会」を設置し、会館の利用方法や行事等の企画運営を子どもたちが行っている。この子ども運営委員会を他の子どもが利用する施設などにおいても拡充し、子どもの参加の機会の保障を進めている。なお、平成23年度は、札幌市青少年科学館（子ども科学会議）と札幌市西岡公園（ヤンマ団&魚組）を「子ども運営委員会」と位置付け、それぞれが活動を行っている。

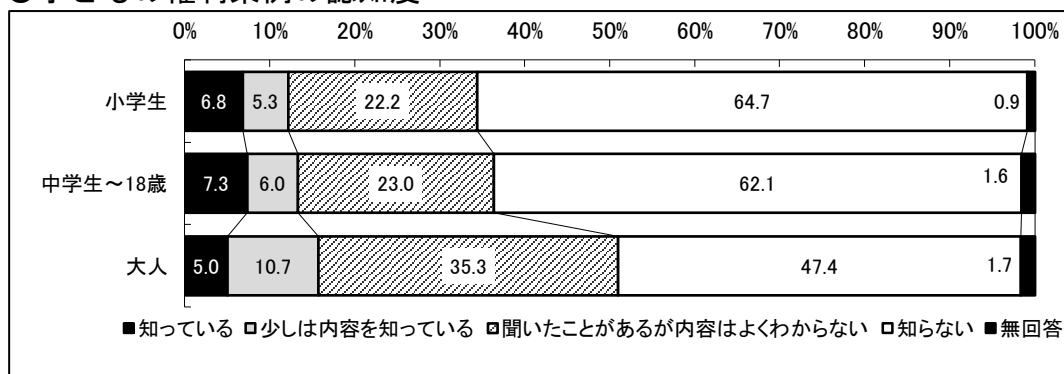
【課題、評価（行政）】

- ・ 子どもの意見表明権を保障することは、子どもが自立し、豊かに成長し発達することにつながる、大切な権利の一つである。このことは、市の施策のみならず、子どもの身近にある学校や地域において、より一層充実していくことが重要である。
- ・ 平成21年度の調査結果からは、学校や地域などにおいて子どもが意見を言ったり、行事などの企画運営に主体的に関わることについて、必要性を感じている大人が多くなっている。また、子ども自身は、学校や家庭を除くと自分の考えや思いを「言うことができる」と答えた割合が低く、「とくに言いたいことがない」という回答が最も多くなっている。
- ・ 学校、地域における意見表明や参加に対する子どもの意識が高まるよう、さまざまな取組や働きかけをさらに充実していくことが必要と考えられる。

視点5「子どもの権利を大切にす意識の向上」

現状

○子どもの権利条例の認知度



(平成21年度「札幌市子どもに関する実態・意識調査」)

施策の概要・課題、評価

【施策の概要】

○市民向け広報啓発

- ・子どもの権利に関するパンフレット、ニュースレター等の作成
一般用（高校生を含む）・子ども用（小学校高学年、中学生）パンフレットや子どもの保護者を対象としたチラシを作成し、子ども用については毎年、新小学4年生と新中学1年生全員に配布しており、一般用についても市内高等学校へ配布している。

このほか、年2回、子どもに関する地域や学校などの取組を紹介したニュースレター（一般用、子ども用）を発行し、配布している。

・子どもの権利の日事業の実施

条例に基づき11月20日に設定している「さっぽろ子どもの権利の日」の事業として、子どもの権利の市民の関心を高めるためのイベントを開催。平成23年度までは、さまざまな団体に所属する子どもの発表会と大人向けの講演会の二部構成で行ってきたが、平成24年度からは対象を子どもに限定し、子どもだけの意見交換会を実施した。

また、子どもの権利の日の前後1か月について、庁内から応募のあった子どもに関する取組を、子どもの権利の日冠事業として、全庁的な普及啓発を実施している。

・子どもの権利PRロゴマークの作成

子どもの権利や条例に対する市民の興味や関心を高めるため、子どもの意見に基づきロゴマークを作成し、市民向け広報物への掲載やロゴマークを掲載した啓発物品を作成し、普及啓発を実施。

・出前講座、出前授業の実施

市民向けの出前講座に加え、小学校5年生以上を対象とした出前授業を平成23年度より本格的に実施し、希望校を訪問し、子どもの権利についての授業を実施。（平成23年度5校、平成24年度6校）

・各種イベントでの普及啓発

他部局や他団体（民間を含む。）が実施する子どもを対象としたイベントとタイアップし、子どもの権利のパネル展示や啓発物品の配布などの普及啓発を実施。

・子どもの権利に関する学習映像資料（児童生徒向けDVD）の活用（教育委員会）

平成24年度人権教育推進事業において市立小学校1校を研究推進校とし、小学4年生を対象に学習映像資料の活用に関する研究を進めている。研究の成果については、ホームページ等により広く周知する。

・子どもの権利に関する公開授業の実施（教育委員会）

平成24年12月12日に市立小学校6年社会科「暮らしの中の政治」の授業で、まちづくりに子どもの意見を反映させる取組を教材に意見表明権について扱い、教員や市民等が参観した。授業の内容については、指導案等をホームページに掲載し、広く周知している。

○職員向け研修

・子どもの権利推進アドバイザーの実施

主に市職員や子どもに関わる大人を対象に、子どもの権利に関する専門家を「子どもの権利推進アドバイザー」に委嘱し、講演活動などを実施。平成24年度は3名（大学教授、弁護士、人権擁護委員）に委嘱し、16回実施している。（平成23年度：2名、10回）

・教職員向け出前講座の実施

子どもの権利に関する札幌市の取組や、子どもアシストセンターの取組についての説明のため、子ども未来局職員や子どもアシストセンターのスタッフが学校を訪問し、教員との意見交換を平成24年度より新たに実施。

・教職員を対象とした研修の実施（教育委員会）

新任管理職研修、10年経験者研修、初任者研修、教育センター研修講座、センター講演会等において、子どもの権利を生かした教育のあり方やピア・サポートなどについての研修を実施し、のべ767名の教員が受講した。

【課題、評価（行政）】

- ・各種普及啓発については、毎年度拡充し、成果を上げているが、平成21年度に実施した意識調査では、条例の認知度は高いとは言えない現状であると認識しており、次期の調査においては、この値が向上するよう引き続き取組を充実していく。

・単に条例の認知度の向上にとどまらず、子どもの権利についての市民の理解を一層深め、条例の理念の実現に向け取り組んでいきたい。

・教職員向けの研修については、受講対象者を拡大し普及啓発に努めているが、今後も、教職員の理解が一層深まるよう校内研修等の充実を図っていく。また、児童生徒への普及啓発については、子ども自身が自らの権利について理解し、互いの権利を尊重し合えるよう児童生徒向けパンフレットやDVD資料の一層の活用を進めていく。

札幌市子どもの権利委員会
子どもを受け止め育む環境づくり 答申書

(事務局)

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

住所：札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話：011-211-2942 F A X：011-211-2943

Eメール：kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ：<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri>